

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

No	サービス種別	報酬・基準	区分	質問	回答
1	全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）	報酬	業務継続計画未実施減算	<p>「業務継続計画策定の有無」について、基準型の要件を満たしていないが、経過措置の要件を満たす場合は、体制を「減算型」とし、介護給付費は所定の単位数を請求することで良いか。</p> <p>また、当初不足していた要件を満たした場合は、年度途中でであっても「基準型」の届出をすることは可能か。</p>	<p>「業務継続計画策定の有無」の要件を満たさない場合であっても、「<u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備</u>」及び「<u>非常災害に関する具体的な計画の策定</u>」を行っている場合は、令和7年3月31日までの間、業務継続計画未実施減算を適用しないこととされています。</p> <p>この経過措置に該当する場合は、「基準型」として届出を行ってください。</p> <p>なお、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、経過措置に関わらず令和7年3月31日までの間、業務継続計画未実施減算は適用されません。</p> <p>また、当初「減算型」であっても、「業務継続計画策定の有無」の要件又は経過措置の要件を満たした場合は、その時点で「基準型」の届出を行ってください。</p>
2	訪問介護	報酬	同一建物減算	<p>同一敷地建物等ではないが訪問介護事業所の利用者が20人以上居住する建物があり同一建物減算に該当する場合、届出は必要か。</p>	<p>訪問介護事業所の同一建物減算において体制の届出が必要なものは、「同一敷地内建物等に居住するものに対して訪問介護を行った場合」とされていますので、御質問の場合は届出の必要はありません。</p>
3	認知症対応型共同生活介護	基準	協力医療機関	<p>現在協力医療機関として連携をとっている医療機関が、在宅医療を支援する地域の医療機関となっていない。</p> <p>新たに、在宅療養支援病院等との連携が必要か。</p>	<p>協力医療機関は、在宅療養支援病院等と連携を行うことが想定されていますが、在宅療養支援病院等である必要はありません。</p>
4	居宅介護支援	報酬	同一建物減算	<p>1 1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対しての、所定単位数の95%の算定について、「当該月において当該居宅介護支援事業所が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計」とあるが、20人の判定には要支援者が含まれるのか。</p> <p>2 要支援者が含まれるのであれば、委託と指定を受けて行っている場合で違いはあるのか。</p> <p>3 月遅れ請求等の場合、1人の利用者に対して当該月において給付管理票が2つ作成されることがあるが、1人とみなしてよいのか。</p>	<p>1.2について 同一建物減算は「居宅介護支援」に関する報酬の基準であるため、「介護予防支援」の利用者は含みません。</p> <p>3について 実際の請求月ではなく、本来請求すべき月において件数を計上してください。</p>